

令和3年度「障害者施設総合補償制度」のご案内

障害者施設総合補償制度は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社を引受保険会社として、障害者施設・事業所を取り巻く様々なリスクに対応する公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員専用の総合補償制度です。

この補償制度は公益財団法人日本知的障害者福祉協会を保険契約者とし、同協会の会員を加入者とする「介護保険・社会福祉事業者総合保険」の団体契約です。この保険の「普通保険約款・特約集」「保険証券」は保険契約者（公益財団法人 日本知的障害者福祉協会）に交付されます。

保険期間：令和3年4月1日午後4時～1年間

年度の途中からでもご加入になれます。補償期間は手続きが完了した日からの補償開始となります。
(この場合、補償の満期日は令和4年4月1日午後4時となります。)

最大の特徴！

Point 1 お任せください！ 施設・事業所の事故に精通した地域担当取扱代理店の対応力！

地域に密着した取扱代理店が、きめ細かな『顔の見えるサービス』をご提供します。
事故の相談はもちろん、施設・事業所で開催するリスクマネジメント研修などもご相談ください。

Point 2 施設・事業所に責任のない事故でも見舞金で対応できるので安心！

施設・事業所で発生する事故は、事故発生直後には施設・事業所側には法律上の損害賠償責任があるのかないのか不明確なケースが多くなっています。また最終的に「賠償責任がない」ケースも散見されます。この保険は法律上の損害賠償責任がない場合に、『見舞金』としてお支払いした場合にも対応ができる保険ですので、ご家族とのトラブルを未然に防ぎ円満な解決が図れます。

Point 3 就労支援実習時に企業実習先で起こした事故も保険の対象！

利用者が就労継続支援A型B型の施設外就労および就労移行支援の企業実習先において行う施設外就労および就労支援実習における事故による法律上の損害賠償責任を補償します。
また、法律上の損害賠償責任が発生しない場合に、見舞金または見舞品購入費用を負担することによって被る損害を補償します。(1～3型は自動セット、4～6型は任意セット)

※(就労支援実習用) 加害者賠償責任補償・(就労支援実習用) 対物見舞費用等補償

Point 4 製品に欠陥があり、経済的損失で訴えられた場合も保険の対象！

就労支援施設等で対象製品を製造するにあたり、製造した製品や商品に欠陥があり、対人・対物の事故はなかったものの、納品先の製造ラインを止めてしまう等、第三者に経済的損害を与え、損害賠償請求がなされたことにより被る損害を補償します。

※製造業者危険補償特約をセットした場合

Point 5 新型コロナウイルス感染症に対応したオプションをご用意しました！

「緊急費用補償特約」「感染症見舞金補償費用補償特約」は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にも対応しております。

※新規加入時は待機期間があります、地域担当取扱代理店にお問合わせください。

このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず『障害者施設総合補償制度』パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは、普通保険約款・特別約款・特約集をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

【引受保険会社】

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京南支店 世田谷支社
〒154-0023 東京都世田谷区若林1-19-6
TEL: 03-3413-9853

【お問合わせは下記の取扱代理店までお願いいたします】

(制度幹事 取扱代理店)
株式会社 エヌシーアイ
〒154-0017 東京都世田谷区世田谷4-7-6 セイフピア3階
TEL: 03-3426-7757 FAX: 03-3426-0707